

規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を「㊧」を

「物の厚さ及び材料」

構造、
高さ（cm）

を
「遮蔽物の構造、
材料及び厚さ（cm）」

に

「貯蔵の
密さ、
貯蔵材料」

を
「貯蔵室、
貯蔵材料」

に

「遮へい材料」

を

「遮蔽材料」

料

に

「遮へい器具・遠隔操作器具・その他（ ）」

を

「遮蔽器具・遠隔操

作器具・その他（ ）

に改め、同様式の注意事項4中「遮へい計算書」を「遮蔽計算書」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。